

平成30年8月定例教育委員会議事録

日 時 平成30年8月17日(金)
午前10時00分～

1 日程説明

○山本教育長

ただいまから平成30年8月定例教育委員会を開会します。よろしくお願ひします。
それでは最初に、教育総務課長から本日の日程説明をお願ひします。

○片山(教育総務課長)

本日は、議案が5件、報告事項が12件、計17件となります。よろしくご審議をお願ひします。

2 一般報告

○山本教育長

初めに私から一般報告を申し上げたいと思います。夏休みに入り、事務局も少し落ち着いた雰囲気の中で、各種研修会や日々の業務を行っているところです。教育委員の皆様方にも御参加いただき、例えば、三重県を始めとする東海地区でのインターハイや長野県での全国高等学校総合文化祭など、各種大会も開催されているところです。また、盆の辺りから少し暑さも和らいできましたけれども、本当に今年は例年にない猛暑の中、熱中症で倒れられる県民の方々、これは児童生徒も含めてですが、非常に多かったわけですし、7月26日には熱中症防止に係る緊急対策会議を教育委員会の事務局で開催しました。教育長の緊急メッセージなども出させていただいたところですが、このことについて、後ほど詳しくご報告申し上げたいと思います。

7月31日には、市町村教育委員会の委員の研修会を開催しました。本年度は、幼児期を始めとする睡眠等の生活習慣が、後に及ぼす影響などについて御講演いただきましたが、そうしたことでか、学力向上あるいは、学校安全対策、英語教育、教職員の働き方改革などのテーマで分科会に分かれて意見交換していただいたところです。

8月2日には、高校生議会ということで、学生議会と隔年で実施していますが、回を重ねるごとに本番の議会さながらの質問もありまして、例えば、主権者教育といった観点からも、我々にとってもありがたい取組みかなと思っておりますが、教育関係では支えあいの交通安全条例の制定を受けての学校教育における取組みですとか、ICTを活用した学習の提案、あるいは習熟度別少人数授業の導入等について、鋭い質問がなされたところです。

また、先月末には、全国学力学習状況調査結果が公表されたところですが、ここ数年全般的に若干右下りの傾向が続いている中で、学力向上の取組みをもう1回再構築し直す必要があるのではないかと考えていまして、8月9日には事務局の中でそうしたことに対する議論をする対策会議を開催して、これはプロジェクトチームを作って少し本腰を入れて取り組む必要があるのではないかとといったことなど検討を行ったところです。

また、本日8月17日から23日にかけては、本県を始めとする中国地区で全国中学校総合体育大会が開催されることとなります。本県では、鳥取市でサッカー、そして中部の1市4町でソフトボール、この2競技を開催する予定にしております。熱中症防止を含めた試合運営に万全を尽くすとともに、全国から集まられますので、おもてなしの心を持ってしっかりとお迎えをしたいと考えているところです。私からは以上です。

3 議案の概要説明

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は中島委員と若原委員にお願いしたいと思います。まず、森田次長から議案の概要説明をお願いします。

○森田教育次長

本日の議案は5件です。議案第1号については、平成29年度教育行政の点検及び評価について、これは平成29年度に実施した各種施策について、外部の委員さん方の評価も聞きながら点検評価をまとめたものです。今後、議会等に報告し、公表させていただくこととなります。

議案第2号並びに議案第3号については、県立学校の収容定員等を改正するためのものです。

議案第4号は、平成31年度の鳥取県高等学校の募集生徒数について決定するもの、議案第5号は、鳥取県立図書館評議委員会の委員の任期が満了しますので、その改選をするものです。よろしく御審議いただくようお願いします。

4 議 事

(1) 議 案

○山本教育長

それでは、議案第1号について、担当課長から説明をお願いします。

議案第1号 平成29年度教育行政の点検及び評価について

○土山教育総務課参事

平成29年度教育行政の点検及び評価ですが、冊子で90頁ほどあり膨大な資料になっていますので、お手元に参考資料として1枚お配りしております。こちらで説明させていただきます。

教育行政の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて実施しているものです。これについては、鳥取県教育振興基本計画に定める事務について、平成29年度の教育状況について評価を実施しました。点検評価の概要ですが、全体で84項目あり、そのうちA評価・予定以上というものが11項目、それからB評価・予定どおりというものが69項目となっており、A・B評価合わせて80項目で、全項目の約95%でして、教育行政に関する取組状況とし

ては概ね計画どおり進捗しているものと考えております。一方、4項目についてC評価・やや遅れとなっており、大幅遅れというD評価項目はありませんでした。

主なA評価の項目はお手元の参考資料のとおりで、取組みとしてやや遅れているとC評価をつけたものは、お手元の資料の裏面に記載をしておりますので、少し説明させていただきます。まず「不登校ゼロへの取組み」についてですが、これは不登校の出現率について、平成29年10月に公表された不登校出現率において前年度と比較して、小学校は横這い、中学校・高等学校は逆に上昇しており、小・中・高いずれも全国平均より高くなっていることからC評価としました。これについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、学校全体で対応すること、あるいはハートフルスペースによる訪問型支援などを行うことにより、学校復帰に向けた支援を行うこととしております。

続きまして、県民に信頼される教職員の育成ですが、これについては平成29年度末に多数の懲戒処分を行うなど、複数の不祥事が発生しており懲戒処分の事案が依然無くならないということからC評価としたものです。これについては、繰り返し教職員一人一人の心に届くようなコンプライアンスの徹底を図っていく取組みをしていきたいと思っております。

続いて、ICTを活用した教育の推進ですが、国が実施する教員のICT活用指導力調査というのがあり、この調査結果の中に児童生徒のICT活用を指導する能力という項目がありますが、それが全国平均を下回っているということからC評価としたところです。これについては、ICT機器の活用方法の事例紹介ですとか、あるいは、職員研修で活用レベル別のICT研修を行うなどして、ICTを活用した授業力の向上を図っていくことにしております。これらの課題解決に向けてしっかりと取組みを進めていきたいと考えております。

なお、この点検評価について本日議決いただきますと、8月21日の県議会の常任委員会に報告しまして、合わせて、県教育委員会のホームページに掲載することとしております。説明は以上です。

○山本教育長

ただいま説明のありました第1号議案について、質疑あるいは討論を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐伯委員

C評価は4項目と言われましたが、お話しされた3項目の他にもう一つ環境教育の推進というのがありますが。

○土山教育総務課参事

お手元の参考資料には、C評価で主なものを3項目挙げていますが、もう一つC評価とつけたものが、環境教育の推進ということでして、これについては、小中学校において、鳥取県版の環境管理システムの取得率が目標を下回っているということからC評価としました。

○山本教育長

環境教育そのものがされていないということだけでなく、新たに星取県を契機とした取組み状況も始まっております。

その他、ございませんか。

それでは、原案について特段異論がないようですので、議案第1号は原案のとおり、決定いたします。

それでは、議案第2号について、説明を行ってください。

議案第2号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○山本特別支援教育課長

議案第2号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について、その改正理由ですが、大きく二つあります。まず、学校内の安全と秩序の維持を図るために禁止行為等の追加を行うもの、二番目が高等学校の収容定員を改めるという2点です。最初の禁止行為の点については特別支援教育課が、高等学校の収容定員については高等学校課が説明いたします。

皆様ご存じと思いますが、6月に富山市の交番が襲われ、警官の銃が奪われた後、学校警備員に発砲して学校敷地内に男が侵入するとか、もしくは他県ですが、学校内に侵入して女児の顔を叩くとかという事件がいま頻発しております。

県立学校の中でも特に特別支援学校の場合、幼稚部、小学部等、大変小さい子供達も多くおりますし、また、危険を察知できない生徒や児童、または察知はできるんだけれども自力では逃げるできない児童もたくさんおります。このため、学校内における迷惑行為または禁止行為等を明示することによって、そのような行為を抑止したいと思っておりますし、また、そういう行為を行えば退去できるようなことを命じるようなことをしたいと考えております。そのことによって、少しでも学校内の安全と秩序の維持を図っていくために改正しようとするものです。具体的な改正内容については、2頁をご覧ください。

新たに禁止行為の項目を追加しています。内容としては、教育財産を毀損する行為、または通行を妨げる等その他教育活動、学校活動を妨げる行為、医学的行為で他人に迷惑をかける行為、あるいは学校の秩序を乱す行為を禁止したいと考えております。続いて、校長はこれらの行為を行う、又は違反する恐れがある者に対して、学校の敷地内に入ることを拒んだり、または学校敷地内から退去を命じることができるという内容です。説明は以上です。

○徳田高等学校課長

次に高等学校課です。平成24年に策定した基本計画と、平成28年3月に策定した基本方針に基づいて、現在、学級減や学科減を行っているところです。平成29年度から31年度の間を見ますと、29年度には学級減は実施しませんでしたけれども、平成30年には鳥取工業高校の理数工学科の募集停止を行いましたし、31年度には米子西高校普通科の学級減を実施する予定にしております。収容定員の改正については、過去3年間の学級減等が影響してまいりますので、平成29年度から平成31年度に実施の鳥取工業高校、そして米子西高校の収容定員の改正を行うものです。

○山本教育長

それでは、この件についていかがでしょうか。

○中島委員

一つ目の件は、48条の2を追加するということでしょうか。

○山本特別支援教育課長

はい、そうです。

○中島委員

これがない場合は、これまで何に基づいて不具合があった場合に対応していたのですか。

○山本特別支援教育課長

おそらく刑法の住居侵入罪とか、または不退去罪等を適用していたと思います。ただ、具体的な事例があまりないので分からないところもあるのですが、おそらく刑法の方で対応したと思います。

○中島委員

さっきおっしゃっていた富山県ぐらいの事例になると、まさに刑法で問題はないのかなと思うんですけど、刑法の上にこれをかぶせるというのはどういうことがあるんですかね。

○山本特別支援教育課長

どちらかというと、これまで明示していませんでしたので、県民の方や色々な方に周知して「こういうことはしないでください」という周知目的が一番大きいと思っています。

○中島委員

これは、学校の外部の人だけじゃなくて、生徒にも適用されることになるんですか。考え方として。

○山本特別支援教育課長

生徒は教員が指導しますので、基本的には生徒には当たらないと思っております。

○鱸委員

48条の2が追加されることで、今までの校長権限に追加される具体的なものとはどんなことですか。

○山本特別支援教育課長

具体的に権限の追加というのは、例えば退去を命じるとかというのは刑法や民法とかでも多分できると思うんですけども、これを明示することによって、校長先生も「ここに書いてあるから、ちゃんと出ていってください」ということが言いやすくなると思っています。

○中島委員

一般論的な考え方としてはおそらく、学校内でのルールとして、こういう禁止行為的なことというのは、かなり抑制的に配慮を持ってルールが作られるべきだというブレーキをかける部分と、そうは言っても現実的に不具合が発生した場合に、しっかりそれに対応しなければいけないという、前に進める部分との両方のバランスの中で、このルールはおそらく作られるべきだろうと思うんですね。

そう考えると、なるべく限定的にとか、明示的にという形になった方がいいのかなと思うんですけど。これは例えば、他県等で学校内のルールとして、という場合に参照されたものはあるんですか。

○山本特別支援教育課長

全国のものを調べてきました。例えば、相当前になりますが、大阪府池田市で悲惨な事件等がありまして、いろいろと調べてみたんですけども、実はこういう禁止行為の規則が書かれているところはありませんでした。ただ、こういう事例が大変増えていますので、先陣を切ってといたしますか、今回改正をさせていただき定めようとしているものです。

○山本教育長

大学においてはあるんですが、かなり具体的にビラの話だとか、実際に禁止行為をつくっておられる。

○中島委員

学生運動とかですか。

これ、県立学校にできると、市町村立学校にも影響があるんですか。

○山本特別支援教育課長

それは、市町村の教育委員会の考え方だと思いますので。

○中島委員

それは直接的にはつながりはないということですね。

○足羽教育次長

このような行為を起こった場合には、すぐに警察に通報して対応という形を他県でももちろんだし、本県でもそうなるんでしょうけれど、じゃあ学校側として、やはりこういう禁止行為があるという発信も明確にしておこうという趣旨ですね。

こういうことが、そうした一般の方の来校を阻害するとか、明らかに「こんなことはいけないだろう」というような内容ではあるものの、そうしたことをきちっと学校としても排除していきますよと、しっかり子どもたちを守りますよという意思表示という位置付けだろうと思っています。

○若原委員

この新しい規定で刑法の対象にはならない行為でも、この規定に抵触する場合はあるということですね。そういう意味で拡大されることもあるというわけですね。

○足羽教育次長

どこまでが幅なのかというところではありますが、例えば、学校運営を妨げる行為はどこまでを指すのか、文句を言ってきたら妨げるになるのか。それが1回程度であれば、それは苦情というか、ご意見として伺うことになりましようが、毎日だとか、毎日電話がかかるとかということになれば、それはやはり学校運営の妨げになる行為であるということになります。やはり程度があるかと思います。

○森田次長

一般的に県の管理している施設ですと、県の管理規則にはこういう規定がちゃんと入ってまして、例えばクレームを言ってきて業務を妨げる人がいる場合ですとか、通行を妨げたりする場合には、きちっと対応ができるようになっているんですけども、学校には今まででなっていなかったもので、そういうのも入れたらどうかということです。

○鱸委員

そうしたら、いわゆるモンスターペアレントと言われるような方とかが、どう考えてもまずい発言とか、行動があった時にこれは適用されますか。過去にあった事例に照らしてみても。

○森田次長

対象になる場合は出てくると思います。

○山本教育長

慎重にあるべきだという意見が多いようですね。

○中島委員

規則の手前のものというのはいないんですか。

○足羽教育次長

規則の手前は、各学校で定める規程というものです。

○中島委員

私は、具体的な事態を想定したときに今想定できていることで考えると、特段に反対することもないかなとは思いますが、ただやっぱり教育現場ということを見ると、県庁と同じルールですということでも、必ずしもないだろうということも思うんです。

教育現場ということの特殊性を考えたときに、かなりこういうことについては慎重であった方がいいだろうという一般的な危惧の念というのが、にわかには「イエス」と言いづらいという感覚があるというのが、今すごくひっかかります。

殊更に、それ以上にどういう悪い運用が想定されるんだと言われると、今のところ特にそういう悪い運用があるだろうとも思えないのですが、その危惧は教育委員会としては大事にすべきところなんじゃないかなとも思っていて、今ちょっと考え込んでいます。

○若原委員

こういう規定があるからといって、簡単には適用しにくいと思うんですよね。常に教育的配慮が求められますし、そういう意味では校長先生の判断は大変ですけど。

○山本教育長

さきほど課長が説明しましたが、抑止力ということ言えば、校内にこういう掲示を「こういうことは禁止されていますよ」ということを出すことによって、抑止の効果はあるかと。実際に適用するかどうかという、もう一つ前段のところですが。

○中島委員

県庁でも、エレベーターに貼られるようになりましたよね。よく分かるんですけども。

○足羽教育次長

現場的には、全くの外部の方の言いがかりであったり、度重なる行為であればシャットアウトすることは容易なんですけど、保護者であったり、関係者であったりとなると、いかにそれが迷惑しているなと思いつつも、簡単には「あなた、この行為に適用していますからだめです」というように、ぼんと、こうすることはなかなかしづらい面があります。先ほどありましたように、生徒は生徒指導の対象なのでこれは適用にならず、教育的な活動の中で指導に当たります。保護者については、その内容の延長線上ですから、どこまでかというところで、簡単に「あなた、もうだめだ」というのはなかなかしづらいのが現状かなというように思います。ただ、私も経験がありますが、弁護士相談等を行えば「シャットアウトすればいい。電話を切ればいい」と言われるものの、やはり相手が保護者であると、なかなかそういうふうにもいかない。ただ、どういうふうにして正常な運営体制を作っていくかというところでは、学校長は苦心をされていくだろうなとは思いますが、これが規定されたからといって、これを錦の御旗としてバンバンと使っていくことはなかなかしづらいかとは思いますが。一方で、そうした行為を防御できる根拠にはなるかと思えます。

○佐伯委員

明文化されることによって、管理職、特に校長先生が判断するときの一助にはなるのではないかと、「これがあるから」という一つ自分の中での判断基準になるかとは思いますが。ただ、どう運用するか、決めるときは、やっぱりすごく悩まれると思えますね。

○中島委員

そうですね。だから考え方としては、こういうものがあることによって悩みを減らしたいということはあるんだろうと思うんですけど、実際的に減らせるのかというと、必ずしもそうではないのかなというところですよ。となると作る意味がどれほどあるのかなというところにも戻ってくるわけで。

あと難しいのは、2項の「前項の規定に反し、またはそのおそれの」という、やっぱりその「おそれ」ですよ。「おそれのある者に対しては」というのが、想定も分かるんだけど、それでも、やはり若干不明確な文言ではあるかなと、ワードとして引っかかる。

○佐伯委員

一つには、学校を開くということと相反する部分があるので、本当は異なる意見とか、学校に対するマイナス意見でも、きちっと物申していただいて、こちらも理解をしないとイケないし、お互いがそれぞれの立場で話をしながら、解決の方に導いていくというのが、一番望ましい方法なんですよ。なので、受け止め方が「自分の方では難しい」と思っていると、相手方の要求というのが非常に不条理に思えたりして、それが「おそれ」というように判断してしまったときに、余計に相互理解ができないまま難しいことになってしまうことも考えられるので「おそれのある」というところは判断がより難しいところです。

○中島委員

なんらかの形で、パブリックの意見を求めるわけにはいかないでしょうか。大事なことというのは「我々はこういう問題を考えていて、現場的な困難もありつつ、しかし教育現場という特殊性もある中で、こういうルールを作るべきかどうかということについて、悩みがある」ということを保護者とか、社会的に共有して若干でも議論をしようとするということが、とても大事なんじゃないかという気もするんですけどね。そういうプロセスができるならば。

○山本教育長

それは検討するということで、じゃあこの議案そのものはどうしますか。

1つめの方は、今回議決しなくても継続して検討していけばいい話なんですけど、その他の別表の部分は今回必要ですから。

○中島委員

別表は問題ないです。

○山本教育長

48条の2の追加については、慎重審議を求める声が多数にあったというように思いますので、48条の2の改正部分を削除して、別表の第3条関係の鳥取工業高校と米子西高校部分のみの改正ということで、議決をしたいというふうに思いますが、いかがですか。（賛同の声）

では、そのように決定したいと思います。

48条の2については継続検討して、また、しかるべき対応を取りたいと思います。それでは、議案第3号について、説明してください。

議案第3号 鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

○徳田高等学校課長

鳥取東高校及び米子西高校の二校を新たに単位制とすることに当たり、規則改正を行うものです。規則の期日については、平成31年4月1日としています。規則の変更点としては、実施校に新たに鳥取東高等学校全日制課程の普通学科、そして理数学

科の二つの大学科を加えるということ、そして、米子西高等学校全日制課程の普通科を加える、以上の二点を追加するものです。

経過措置については、この規則は来年度平成31年度入学生から適用するものでして、それ以前の入学生には適用しない旨を記載している内容です。2頁以降については、参考資料ですが、2頁目は規則改正の趣旨・目的を記載し、3頁には28年3月に策定した基本方針ですけれども、その中で、生徒が自らデザインした学習を可能にするため、学年制から多様な科目の選択が可能となる単位制への移行をより一層進めていく方針が明記されています。昨年度から、学校とも協議を重ねており、平成31年度から2校で単位制にしていく方針でこの度規則改正を行うものです。ご審議お願いいたします。

○山本教育長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

かねてより議論いただいていたものですが、よろしいでしょうか。（賛同の声）

それでは、第3号は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第4号について説明してください。

議案第4号 平成31年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

○徳田高等学校課長

来年度の募集生徒数ですが、各学校の募集生徒数は1頁以降に掲載しています。今年度との変更点ですが、平成29年10月の定例教育委員会で議決いただいたとおり、平成31年度については、米子西高校の普通科を1学級減としております。そのために、募集定員は、昨年度と比べて米子西高校の1学級分、つまり全県で40名減となっています。全県で全日制課程が3,986人、定時制課程が全県で220人ということです。策定倍率ですが、今年度の場合は1.00倍でしたが、来年度入試については1.02倍を見込んでいるところです。

○山本教育長

議案第4号については、いかがでしょうか。これは、先ほどまでの規則改正を整理したというものです。（異議なし）

では、議案第4号も、原案どおり決定といたしたいと思えます。

[非公開]

議案第5号 鳥取県立図書館協議会委員の改選について

[ここから公開]

(2) 報告事項

○山本教育長

では、報告事項に移ります。はじめに事務局から順次説明をし、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思います。まず、報告事項アからケ及びシについて、事務局から順次説明をしてください。

報告事項ア 平成30年7月豪雨に係る広島県へのスクールカウンセラー等の派遣について

○片山教育総務課長

報告事項アは、平成30年7月豪雨に係る広島県へのスクールカウンセラー等の派遣についてです。全国知事会の現地連絡本部を通じて、広島県教委から臨床心理士資格を持つ職員の派遣要請がありまして、鳥取県教育委員会からもスクールカウンセラー、教育相談員等を派遣したところでした。派遣先は、呉市の天応小学校というところでした。7月24日から8月10日まで、スクールカウンセラーは西部教育局の足立相談員、いじめ不登校総合対策センターの今西相談員、それから東部教育局の平田相談員、今西先生には二回目を行っていただきましたが、それぞれ交代で行っていただきました。また、それぞれに指導主事に連絡調整役として入って行っていただきました。

広島県教委からは、児童生徒・保護者等のカウンセリングなどということの依頼がありました。天応小学校自体は、児童生徒は全員無事でしたが、ご家族が亡くなった家庭があったこと、被災された職員があったということ、それから、体育館と図書室が避難所としてまだ使用されている状況でした。それから、天応中学校の方は学校自体が被災しており、小学校の校舎を使って中学校を再開する準備が進められているということです。

この派遣している期間は夏季休業中ということで、学校再開については今月末という予定でした。そういった状況でしたので、カウンセリングの準備はしてはいたけれども、実際に子どもたちのカウンセリングの案件はなかったということです。ただ、保護者ですとか、あるいは学校再開等に向けた先生方に対する指導等を行ったということです。それぞれその結果等について、呉市教委、あるいは広島県教委に引継ぎをして帰ってきたということでした。以上です。

報告事項イ 公立学校におけるブロック塀等の安全点検の状況について

○安養寺教育環境課長

公立学校におけるブロック塀等の安全点検の状況です。前回の教育委員会で、6月下旬時点での緊急点検の状況を報告したところですが、このたび7月時点の状況を文部科学省が8月10日に公表しました。この公表資料は別冊で付けておりますので、また後でご覧いただければと思います。

県内の公立学校の状況について御報告します。全体の学校数が228校ありまして、そのうちブロック塀を有する学校が83校で、その83校の点検結果ですが、外観の点検をした結果、安全性に問題がある学校ということで、高さ・控え壁等の問題があるところが46校、劣化・損傷等があるところが44校、一つの学校で両方が該当するところがありますので、学校数としては61校が該当します。その次にブロックの内部の点検が必要な学校数が39校ありまして、調査の時点で点検が完了している学校が7校でした。市町村においては、23校が内部点検未了だったんですが、聞き取り調査をしましたら、今点検中ですとか、8月中に点検を完了するとか、そういった対応を進めているところなんです。

続いて（２）の安全性に問題があるブロック塀等に対する対応状況等です。市町村立学校ですが、米子市で７月１０日から順次撤去工事を実施ということで、現在の状況を聞き取りましたところ、該当する１４校のうち９校まで撤去が完了したということでした。その他境港市についても、該当２校のうち１校で撤去が終わったということで、北栄町については該当は１校あり撤去が完了したということでした。その他の市町村についても、８月中あるいは９月中に撤去を予定ですとか、順次対応を進めているようです。

続いて、県立学校の状況について報告します。県立学校は調査対象３４校で、高校が２４校、特別支援学校が分校を含んで１０校ですが、ブロック塀がある学校が高校１４校、特別支援学校２校でした。その点検結果ですが、外観に基づいて点検したのが１４校でして、そのうち高さ・控え壁等に問題があったのは１０校、劣化損傷に問題があったのは６校、学校数としては一部重複がありますが１１校でした。それから内部点検が必要な学校が９校、うち点検が実施できていたのが調査の時点で１校だけでした。特別支援学校については、外観の点検をしたのが２校、そのうち高さ・控え壁と劣化損傷で倉吉養護学校に問題がある状況でした。

なお、先ほどのブロック内部の点検状況ですが、先週までに９校中７校が完了しており、残りが中部の倉吉総合産業高校と鳥取中央育英高校ということですが、こちらについては８月下旬に実施するようにしております。今回問題になった各校については、ブロック塀に近寄らないようにコーンを立てて注意喚起するとか、そういった緊急対応はしています。その中で既にブロック塀を撤去したところもあり、鳥取東高校のブロック塀だったり、境港総合技術高校の道路側に面した自転車置き場のブロック塀は撤去を完了しております。

それ以外の対応ということで、鳥取工業高校、米子東高校、あるいは先ほど申し上げた境港総合技術高校のブロック塀を撤去した後にフェンスを新設することについては、９月補正予算で要求しています。その他の学校については、今年度の修繕枠の予算を活用しながら進めていきたいと思っています。

それから、別添資料１については、文部科学省の今回公表資料ベースの県内詳細資料です。こちらについても後をご覧ください。

○住友体育保健課長

続いて資料１頁の２番、通学路の安全点検についてです。（２）をご覧くださいますと、ブロック塀の点検については以下の手順で実施中ということで、６月下旬から８月上旬にかけて各市町村で簡易な一次点検を行っていただき、危険だと思われるブロック塀の洗い出しを行っていただきました。現在は、県建築士会において市町村が調べたブロック塀の二次点検に向けて東・中・西の各支部で調整を行っていただいているところです。

今後の予定ですけれども、建築士会の二次点検が終わりますと、その結果を元に各学校で児童生徒に危険箇所を示すなどして、登下校時の安全確保について指導を徹底していくこととしております。ブロック塀等の改修費用については知事部局ですけれども、補正予算で、上限２０万円での補助金を計上されているところです。

○音田小中学校課長

平成30年度全国学力学習状況調査の結果についてです。まず、教科に関する調査ですが、教科別に分けますと、国語では小学校A問題B問題、中学校でA問題、これは全国平均と差は見られませんでした。国語の中学校B問題については全国平均を下回る結果となっています。算数・数学においては、小学校A問題B問題ともに全国平均を下回り、中学校ではA問題では差は見られなかったものの、B問題では全国平均を下回ったということで、教科で国語、算数・数学と分けた時には、やはり算数・数学において小学校・中学校ともに課題が見られるということが言えます。理科は3年に1回実施されましたが、全国平均との差は見られませんでした。

また、校種別に分けてみますと、小学校では算数のA問題B問題、そして中学校では国語のB問題、数学のB問題ということで、小学校では算数において課題、中学校においては活用を主とする問題について課題が見られたということになります。

質問肢については、今年大幅に見直しされていて、昨年度までは100問近い質問項目がありましたけれども、今年は3割以上減って小学校60問、中学校57問になりました。大きく減った要因について国に尋ねますと、11年目を迎えるんですけども、10年間ずっとやってきた中で大きく変動が見られない項目は見直したということでした。学校の負担軽減も考えて見直したということと、国語に関する質問が一切なくなりましたので、それについても同様の返答を国はしております。

そして、成果と課題のところにもまとめましたけれども、教科については先ほどの調査結果の分析のようになります。成果においては、小中学校ともに「友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている」という項目が、肯定的な回答が全国平均と比べて高かったということで、学校では主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を進めようとしているということが言えます。

また、学習状況調査の中で、小中学校ともに「自分にはよいところがある」という肯定的な回答の割合が経年変化を見た中では最も高かったということで、子どもたちには自己肯定感の醸成が図られているということも言えます。

一方、課題としては、小学校の算数について、知識・技能、思考力・判断力・表現力をバランスよく育成するという視点で授業改善を進めているのですが、やはり基礎基本的事項の定着、それから学校全体で取り組むという点がもう少し、小学校では浸透していなくて、算数、国語もそうですけれども、特に系統性がある、小学校2年生ぐらいから、そういう基礎の定着ということを意識して進めていかないとなかなか対応しにくい部分もあるかと分析しています。

中学校においては、ともにB問題・活用を問う問題に課題が見られるということで、内容を正確に読み取る読解力だったり、複数の情報の中から必要な情報を取り出して、それを再構成するといったような情報活用の力も必要で、それにおいては、これは国語や数学だけにとどまらず全教科で、したがって中学校においても国語や数学の担当者だけではなく、全教科においてそういった読解力であるとか情報活用能力を意識する授業、あるいは取り組みが日頃から必要ではないかと考えております。

また、地域行事についてですけれども、行事に参加する小中学生の割合は高いんですが、一方で「地域や社会で起こっている問題やできごとに関心があるか」という問いに対しては、全国平均並みあるいはそれ以下になり、更に「地域や社会をよりよくしていきたいか」という問いに対しては、これは全国平均よりも低いという状況があり、行事には参加しているんだけど、関心はそれほど高くなく、更に地域をよりよくしていこうという項目については、肯定的な意見が低いという結果がありまして、

ここの部分においても家庭や地域との連携や、あるいは行事等のあり方であるとか、主体性をどう育んでいくかというような辺りも課題として考えているところです。

今後の取組みとしましては、小学校の算数においては、ここ4年平均点が全国平均を下回っているという状況もあり、学力向上推進プロジェクトチームというものを結成して学力向上対策を推進していかなくてはならないと考えています。これについては、早速8月9日に推進会議を開きまして、それぞれ事務局の教育局長、課長を集めて、そういった会議をしたところです。そして、若手教員が増えているということで授業力向上をどう伸ばすかという問題もありますので、算数・数学にスポットを当てて授業づくりをする冊子も配布する予定です。そして、昨年度地域ごとの学力調査結果を各地域ごとにより細かい課題に向き合うために活かすということで、地域課題に応じた学力向上推進事業を始めております。これについての横展開を今後どういう形で効果が出るような展開の仕方にするのかを考えていくように今進めているところです。四つ目は、授業改善、生活習慣の確立にけたリーフレットの作成や配布をしようとしています。

2頁目からは、資料になります。学力の数字の部分も載っていますが、それぞれアンダーラインを引いているところは、全国より良いところとして、特に気になるのは、3頁に「小学校の算数が非常に課題である」というところの中で、算数関係の質問紙、全国平均と比べて差の大きなものというところで、「算数の勉強は好きか」という問に対して、全国平均よりも5.5ポイント低いんですが、これは全国の中でもかなり低い差になっています。つまり、算数そのものに、あまり児童は主体的に取り組んでいないという傾向が見られて、これは中学校の数学と比較すると「中学校の数学も好きか」ということについては、肯定的な答えは全国平均よりは低いんですが、小学校よりはやや改善していますので、やはり小学校時代が大きく算数に向き合う主体的な学びという部分が非常に課題ではないかと考えています。

それから4頁、やはり中学校3年生国語の8-4-2「目的に応じて、文の成分、順序や、章の構成を考えて適切な文を書く」といったような活用を問う問題で、かなり苦戦していると読めます。中学校は、国語も数学も活用の部分に課題があるということで、5頁も肯定的な評価が高い部分と低い部分とで、やはり生活の中で活用できないかというような意識であるとか、あるいは「もっと簡単に解く方法はないか」といった数学的に掘り下げていく、そういった部分で課題があるのではないかと捉えております。

それから6頁、質問紙調査の概要の中で、教育の大綱に関連する項目を挙げています。その中で特に気になるのが、一番上に「自分には良いところがある」という項目では、全国でさほど差がなく、中学校では全国よりも高いという状況なんですけれども、その次の「将来の夢や目標を持っていますか」という問いに対しては、全国と比較して3.6ポイントも低いです。これもかなり大きく全国を下回っています。そういった辺りにもやはり小学生の主体性であったり、将来目標を掲げてそのために努力しようとか、工夫しようとか、活かそうとか、そういったところが全般的にやや弱いのかなあと考えています。その他マイナスポイントの全国との比較で大きいところを拾っていくとそういった傾向が見えるということです。

また8頁をお開きいただきますと、下の20・21・22が地域の行事に関するところですが、20番、地域の行事には15.5ポイントも全国よりも参加しているんですけども、関心があるかということについてはマイナス1.7ポイント、更に「良くするためになにをすべきか考えるか」という問にはマイナス3.4ポイントということで、やは

り、こういった辺りも、行事には参加しているけど、その主体性や地域を良くしようという前向きな部分はどうかということ課題が見られるのではないかと捉えています。

次は21頁をお開きください。昨年度に引き続き、東部・中部・西部の地域別の結果の概要を載せております。これも地域差について何か顕著な部分が見られればということで載せていますが、小学校の結果については、今年度においては中部地区が3教科5区分すべてで、全国と差がないか上回る結果だったんですけども、東部地区が算数Aと理科、西部地区は国語Aを除く4区分、つまり国語B・算数A・Bと理科の4区分で全国を下回っているという状況です。それから、中学校においては、西部地区は3教科5区分すべてで全国と差がない結果だったんですが、東部地区では、国語のA問題を除く4区分で全国を下回り、中部地域は国語B数学Bで全国を下回ったという状況ですので、どの地域が特に高い・低いということは、このように分けてみますと、小学校・中学校、あるいは教科によって少しずつ違いが出ており、一律的にどの地域が特に低い・特に高いということは言いづらい状況になっています。また、差も1ポイント・2ポイント・3ポイント辺りの差になっているというところです。

質問紙調査についても、それぞれ成果のところは県の成果とほぼ同じです。課題について、内容が良くわかるということに着目しまして「内容が良くわかる」と回答した児童の割合が3地区とも全国を下回っており、授業改善に取り組んでいかなければいけないというところがあります。それから三つ目の□ですけども「自分で考え自分から取り組んだ」と回答した割合が全国では、中学校では上回っているんですけども、小学校では下回っている地域が多いので、主体的に取り組める指導の充実というところを学力向上策のポイントに挙げていかなければいけないと考えています。あとは、地域ごとの度数分布、そしてまとめたものをそれぞれ資料として、22頁からは載せております。また、今後学力向上策については会議等を開いていって至急に向上策を打ちたいと考えています。報告は、以上です。

報告事項エ 平成31年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜募集人員及び県外生徒募集実施校等について

○徳田高等学校課長

報告事項エ 平成31年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜募集人員及び県外生徒募集実施校等についてです。先ほど、来年度の高等学校の募集生徒数について検討いただいたところですが、それに伴い、推薦入学者選抜の人数も確定しましたので、報告させていただくものです。来年度入試の推薦募集人員については、1頁の1に記載しているとおりですが、全日制については662人で、昨年と比較して14人の減となっています。定時制については24人で昨年度と同様の人数です。その変更になった学校・学科については後半の2のところに記載しているとおりです。青谷・智頭農林・境港総合技術・日野の4校となりますけれども、いずれも選抜方針の基準内です。特に問題はありません。

続いて推薦入試における県外生徒募集実施校についてですけども、今年度は昨年度と比べて、倉吉総合産業が新たに加わりました。ということで、実施校全体では9校14科2コースということとしています。大きな変更点としては、従来は募集生徒数の10パーセント以内としていた県外生徒募集の枠を、積極的に県外生徒募集を進

めるという観点から、来年度入試から募集枠の上限を撤廃しまして、学校の希望を越えて決定するとしたところです。その上で決定した人数となっています。

続いて一般入試における県外生徒募集についてですけれども、実施する趣旨としましては、学校の活性化と学校の適正規模の維持を目的として、推薦入試だけではなくて、一般入試でも県外からの生徒を積極的に募集しようとするものです。実施する学校は、学校の希望を踏まえて、県教育委員会が指定をしていますけれども、従来県外指定地域に限られていた県外からの通学を、指定した学校については県外に居住したままの状態に通学できるようにということで、先月の7月定例教育委員会で規則改正を行ったところです。平成31年度の一般入試については、実施する学校等は(3)に挙げていますけれども、全日制課程では岩美・八頭・智頭農林・境港総合技術・日野の計5校7科1コース、また定時制課程においては、鳥取緑風と米子東の2校2学科、定時制ではトータル31人、定時制だけでは13人の募集を実施することにしております。

4頁以降は、来年度入試の募集生徒数及び検査内容等の一覧です。報告は以上です。

報告事項オ 平成30年度第1回いじめ・不登校対策本部会議の概要について

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

いじめ・不登校対策本部会議では、主に不登校対策について、今後の取組みについて話し合いをしてきました。まず、各校で不登校1名減という具体的な取組み、そしてもう一点が長期欠席と不登校に相関があったものとしては、生活習慣等があるんですが、その取組みについて話し合いを持ちました。

まず、不登校1名減の取組みですが、東・中・西の3教育局、それから市町村教育委員会、それと学校が一つになってやっていくという、すべての小中学校で行っていくとするものですが、その核になるのが、教育相談体制の充実の手引きです。この方向に向けて主に新規の不登校を増やさない、そういう部分を重点に、その成果としての数値目標をしっかりと各学校に立ててもらおうということと、具体的にどういうことをして成果につながったのかということ。どちらかというと不登校に対しては対策が見えにくいという中で進んできたところがありますから、それを先日の不登校の分析に基づいて作ったこの手引きに準じてやっていくというものです。キャッチフレーズ的に「1名減の取組み」と示した上で、思いをもった取組みを元にした方が学校全体の動きになるんじゃないかと、今までにないそういう動きができるんじゃないかということですが、学校の状況において、1名の捉え方がいろいろあるので、そこは慎重に、いろいろな意見をいただいております。

先ほど全国学テの分析にもありましたが、学力と不登校の両方に関わる生活習慣の取組みにですが、生活習慣に関わるそういう施策・取組みについて各課に報告をしていただく中で、これらの取組みがバラバラではなくて、一つの道筋の中で効果的なものになっていくために、いかにすべての課で方向性を合わせてやっていくのか、そういうことがポイントになるのではないのかという意見を多くいただきました。これらの意見を受けて、今後の取組みとしてですが、まず、この教育相談体制の充実の手引きを出しましたので、あとは市町村教育委員会さんをお願いします、ではなくて、しっかりと子どもたちに届くようなものにしていきたいと思っています。そこで、この手引きを元に、とにかく具体的な方向性というものを出了したので、内容的にはと

にかく組織でしっかり対応していくということ、それから、ケース会議、それから、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの専門家との連携という部分をしっかり学校に周知していったら、不登校だけでなく、いろいろなものを子どもたちの支援につなげていく、そういう研修等をしていきたいと思っています。

それと、不登校1名減の取組みについてですが、各教育局と意見交換しまして、1名減というこの看板はちょっと降ろしまして、一人一人に目を向けた不登校減の取組みというような題でもって今後市町村教育委員会を回って、小中学校長会での話をしついでいき、9月中旬ぐらいに通知依頼文として発出していきたいと思っていますところてす。以上です。

報告事項カ 鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家に係る鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の審査結果について

○島田社会教育課長

続いて報告事項カ 鳥取県生涯学習センター、船上山少年自然の家、県立大山青年の家について、指定管理者候補者審査委員会を開催しましたので、その結果について報告します。まず、審査委員会の結果ですが、私どもの生涯学習センター、船上山少年の家、大山青年の家と後ほど説明するむきばんだ史跡公園について、それぞれ審査を行ったところてす。まず、最初の3施設てすが、指定管理者候補として決定したのは、すべて現指定管理者てした。生涯学習センターについては公益財団法人の教育文化財団、そして船上山少年自然の家についてはTKSS富士総合警備保障共同企業体、大山青年の家についてはこちらも公益財団法人の教育文化財団ということて決定しました。応募数て、生涯学習センターと大山青年の家については1社てす。そして船上山少年自然の家については、この他に教育文化財団からの応募があつたところてす。今後の予定としては、昨日審査会を開いたばかりてすが、実は異議申し出期間というものがあり、審査結果が応募者て到達した日から4日間程とありますので、おそらく20日から23日の間て異議申し出期間になり、それが終了した後に、正式な指定管理者候補者の選定決定というような手続きを教育委員会事務局内で教育長決裁を取つて最終的な決定としたいと考えています。指定管理者の指定については、2月定例県議会に付議しまして、議決を経て行うこととなります。それを経ますと協定締結ということて、平成31年3月までに行うこととしております。

続いて、3施設分の委員会報告書がついていますので、簡単にご報告します。まず生涯学習センターてす。指定管理料額てすけれども、4億6千万余ということて5カ年分てすが、そちらのほうて指定した提示額と同額での応募てした。審査の結果、当該財団て指定管理候補者として適当であると認められたということて、選定理由については、現在の実績を評価されたというところて大きかつたとは思いますが、当該施設の管理者として適切に管理運営を行つている、また利用者を増やしているといったことが評価されました。26年から29年度の間て9.5%ぐらい利用者実績て伸びているということてす。それから専門性を有する職員の配置を増やすというような体制充実も提案されているところて、そういうことを踏まえて、今後ともその経験とノウハウを生かしながら、学習相談業務、課題解決型の講座を計画して行くようなことを適切に行つて、生涯学習の拠点として振興に寄与して行くことが期待できるという評

価となったところです。4頁に審査基準がありますが、こちらについては、6月7日に報告させていただいたものと同じものです。続いて審査結果(4)です。得点については、配点が106点になっていますが、106点分の74点という結果でした。選定基準に従ってそれぞれ書いていますが、だいたい傾向としまして概ね7割以上が取れておりますが、3番の収支計画について6割ぐらいと少し低くなっています。全体として2番が維持管理やサービス向上をどう進めていくかという辺りですけれども、現在もですが無料Wi-fiを設置するなどして利用者の視点に立ったこともなされているということです。一部の委員から、現状の取組みというところが多かったことから努力すべきところもあるけれども適切であるという評価でした。それから2番ですが、まずは安定した運営だったり、また利用者増で収入を伸ばして、今後の計画としても利用者を伸ばした提案でして、そういったことは運営能力の高さを示しているのではないかということです。一方では不確定要素もあるので、しっかりやってほしいという意見もありました。こちらの評価が低くなっているのは、先ほど申しあげた管理料の提案が、県提示額と同額であったことが点数的に少し低くなった原因であろうと思っています。それから4番は、財務関係だったり、職員配置関係の評価ですけれども、財政基盤が安定しているということです。現在の職員体制ですが、専門的な職員というのは社会教育主事資格を持っている者一名と、障がい者福祉コーディネーター資格を持っている者が一名既に配置されているわけですが、社会教育主事資格は大学等で40日間ぐらい講習を受けないと取れず、現在の職員に加え、もう1名追加したいという提案がありまして、人材育成であったり、職員体制の充実というところが評価されたところでした。6番ですけれども、生涯学習の普及啓発にどのように努めていくかということとして、県市町村と連携した運営だったり、今後の利用者増に期待、また今後の事業展開などについて積極的な提案があったところ、あとは中・西部に広げる取組みと書いてありますのは、生涯学習団体支援などについて、現在東部が中心ですけれども、中・西部にも広げていきたいといった提案があったところが評価されました。6頁には、今回の指定管理者の事業計画の概要が示されておりますので、またご覧になってください。

続いて船上山少年自然の家です。こちらについてはTKSSの方が取ったわけでした。指定管理料については、県提示額より5カ年分で11万円ほど低い2億円余りということでした。選定理由としまして、この候補者については、現在指定管理をしているということでプラス点があるわけですが、運営実績であったり、ノウハウですとか、利用者の安全対策であったり、非常時の関連企業の協力体制なども取られていること、また、サービス向上のための利用促進策などについて数々具体的な提案でして、そういったところが評価されて適当であると認められたところです。続いて審査結果です。106点分の74.5点を取ったTKSSが取ったわけですけれども、差がなかったのが2番と4番でして、差があったのが1番と3番でした。1番といいますのは、施設管理であったり、サービス部分になりますので、こうした点については警備会社と組んでいますので、そういった強みを生かした緊急対応が見込まれるということであったり、ISO27001ということ、これは情報セキュリティマネジメントシステムということですが、そういったところを取得して、個人情報保護体制がしっかりしている。それから利用者の視点でスピーディーな対応によるサービス向上であったり、数々ガイドブックへの掲載などの利用促進であったり、いろいろな提案がなされている、といったところで点が高くなっております。また、3番の財政基盤であったり、個人情報保護であるとか、企業の社会的責任ということで、いろいろ

な事業、例えばISO14001を取っていたり、それから管理運営実績評価というのがありますが、現在指定管理を行っている実績というものが評価されまして、この部分でTKSSの方が高かったということになります。県事業への協力については差がありませんでした。

続いて大山青年の家ですが、こちらは1社のみのでしたので、教育文化財団が選定されたところです。選定理由ですけれど、やはり現在の指定管理者であるということ、それから財政基盤の安定だったり、継続雇用といった点で安定性が高く評価されていました。基本的に安定性の評価が高かったところですが、内容的にも現在取組んでいるものについて、更に取組みを充実していくという姿勢の評価もありました。審査結果ですけれど、1番の維持管理・サービス利用促進などについては、フェイスブックを始めたり、あるいはアンケートの結果対応方針をホームページで公開するといった取組みを充実している姿勢、利便性の確保についての提案などが評価されたところです。利用促進に向けても、小学校であったり公民館などを訪問していますし、提案もしていますし、評価がありました。2番は安定して収支計画がきちんとしているということ、3番についても財政基盤が安定しているということ、4番に関しては、県事業への協力ということですが、県事業の実施に関して、現在問題になっています熱中症対策であったり、あるいは熊なども出るところですが、熊鈴を用意する対策だったり、緊急救命士を手配するなどきちっと協力する部分が評価されたところです。

報告事項キ 鳥取県立むきばんだ史跡公園に係る鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の審査結果について

○中原文化財課長

鳥取県立むきばんだ史跡公園に係る指定管理審査委員会の結果について、ご報告いたします。むきばんだ史跡公園については、今回初めて指定管理に出すということになります。審査の結果、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理の候補者とすることとなりました。その他、以下の説明については、先ほどの社会教育課の説明と重複する部分については、省略をさせていただきます。

審査の報告等ですが、指定期間はご覧のとおりですが、指定管理料の額は、5年間で2億7285万6千円ということで、県の指定した額と同額になっています。選定理由については、施設に関する運営実績、これは先ほどご説明がありました生涯学習センターや大山青年の家等の運営実績がありまして、利用者の安全確保や災害時のマニュアル、これは県のマニュアルを財団版に改正するというようなご提案もありました。そうした管理上の対応方針もしっかり示されており、外部委託についても、適切に考えておられるようです。また、利用者ニーズの把握や対応結果のホームページによる公開など、そうしたサービス向上の取組みについても具体的な提案がなされておりました。そしてなによりも、埋蔵文化財調査を実際に行っている団体ですので、史跡公園という特性を理解し、継続性を尊重した運営の協力性が期待できるということです。評点の合計点は、後ほどご説明しますが、3団体中最高得点でして、県との密接な連携による適切な運営管理に期待できるということが、選定理由となっております。

応募者数に関しては、3団体ありました。先ほどご説明した鳥取県教育文化財団以外に、一般財団法人米子市文化財団、そして株式会社チュウブの3者での審査となりまして、審査は申請書をそれぞれ提出していただいた後に、10分から15分ぐらいのプレゼンテーションを行い、その後審査員の皆様方と意見交換等を行いまして、決定をしたものです。

選定基準等を書いてあるとおりですが、4番に審査結果の点数をご覧いただければと思います。今回むきばんだ史跡公園については、初めてということがあり、各団体とも勝手がわからないというところがあったとは思いますが、結果で見ますと、県教育文化財団が73.6点、米子市文化財団が72.2点ということで、その差は1.4しかありません。また、株式会社チュウブさんが71.8点ということで、差が0.4点ということで、本当に僅差の結果になりました。その中でも選定基準の施設の効用を最大限に発揮するとか、あるいは選定基準の4の教育委員会が行う事業に積極的に協力するというところで県教育文化財団の評価が高かったということになります。審査項目について、一番の施設の効用は先ほどご説明したとおりです。2番の管理に係る経費の効率化に関しましては、指定管理料の算定額については、Bの米子市文化財団さんが最も低額でしたので、そちらの評価が少し高くなっています。必要な人員体制や財政基盤については、それぞれ各団体とも人員配置あるいは現在の施設の従事者の継続雇用というような方針を示されておられて大きな差はありませんでした。ただ、法人の財政基盤等という意味でCの株式会社チュウブさんの評価が少し高かったということがありました。選定基準4の史跡公園に対する理解等についてはAの評価が高かったと思います。選定基準5のネーミングライツについては、株式会社チュウブさんから提案がありました。そういう意味で少し点が高くなっていますが、総合的に点数の上位であること、また、史跡公園という特性の理解ということから、このような結果になったと考えております。7番の指定管理候補者の事業概要についてはご覧いただければと思います。以上です。

報告事項ク 県内文化財の新規国登録について

○中原文化財課長

引き続き報告事項ク 県内文化財の新規国登録についてですが、7月20日に、国の文化審議会では鳥取県にある下記の建造物について「国登録有形文化財」として登録するよう文部科学大臣に対して答申されました。文化財の名称はそこに書いてあるとおりですが、社寺が、すぐ近くにあり長田神社本殿、そして日吉津村の蚊屋島神社本殿の2件。そして町屋が鹿野の高田家住宅と、倉吉の旧小倉家住宅の2件。そして、東伯郡琴浦町の金平家住宅という農家1件でした。細かいことはそこに書いてありますが、写真等をご覧いただければと思います。

1番の長田神社本殿については、鳥取城に隣接している神社として、池田家の氏神を祀った神社として格式の高い、聖神社に対して長田神社は武家町の神社ということで、崇敬を集めているお社かと思えます。

2番の高田家住宅に関しては、鹿野の町並みの一番はずれのほうになりますけれども、酒造業を営んでいた町屋として、江戸末期の建築ということで、鹿野の街道の景観を形成しております。

3番目の旧小倉家住宅については、写真のとおり、なかなか味わいのある建物ですけれども、旧八橋往来に面して建つ乾物販売を営んでいた商家でして、昭和11年の建築です。

4番の金平家住宅の主屋については、茅葺きの民家ですけれども明治18年の建築ということになります。

5番目の蚊屋島神社本殿、こちらは箕蚊屋平野の中央部にある地域を守る神様を祀った大社造りの社殿です。明治元年が本殿の建築で機能的に整備された近代的な建物です。

今回で鳥取県の国登録文化財件数は250件になりました。登録物件に対する市町村というところを見ますと、日吉津村が今回の登録で、国登録文化財は初めてです。以上です。

報告事項ケ 熱中症対策への取組状況について

○住友体育保健課長

報告事項ケ 熱中症対策への取組状況についてですが、猛暑ということで、県内でも救急搬送されていた児童生徒がありますので、その状況ですとか、防止の取組みについて報告します。まず、熱中症による救急搬送の件数ですが、7月1日から8月10日で、教育活動では30件、高校野球鳥取大会では11名、県中学校総体でも11名で、計52名が救急搬送されております。

熱中症事故防止の取組ですけれども、①文科省からの通知を受けて、学校へ4回の注意喚起通知、②熱中症警報等の発表時には学校等へ注意喚起しています、③知事が7月24日から8月10日まで「異常高温・熱中症嚴重警戒期間」に設定したことを踏まえ、熱中症事故防止に係る教育長緊急メッセージを发出、④体育保健課ホームページに教職員向け、保護者向け資料を掲載し、注意喚起を継続中です。(2)としては、環境省からのいろんな資料(予防マニュアル、リーフレット等)を配布し、

(3)としては、関係団体による熱中症事故防止会議の開催、(4)としては、県立学校にはWBG T(湿球乾球温度計)を2台づつ整備等を行いました。

2頁は先ほどの教育長の緊急メッセージです。少しだけ申しますと、熱中症の危険があるということで、従来の発想にとらわれずに、臆することなく子どもたちの命や健康を第一に考えて対応することが求められ、各学校や市町村教育委員会、関係機関と連携しながら、子どもたちを熱中症事故から守る必要がある。県では、7月24日から8月10日まで「嚴重警戒期間」に定めたので、この期間については、学校での部活や水泳・駅伝練習などの課外活動、学校行事等の実施に際しては、平成25年で示されている「熱中症予防運動指針」に基づき、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとっていただきたい、また、これらの活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、子どもたちの体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに中止するなど、子どもたちの命や健康を守る対応をとっていただきたい、ということで7月26日に緊急教育長メッセージを发出しました。

続いて、7月26日に緊急の対策会議を開催しました。市町村教委とか、各学校長協会代表、各体育連盟代表等が出席して会議が行われました。そして、高等学校野球連盟、中学校体育連盟、小学校体育連盟、小学校校長会、高等学校校長協会、中学校

校長会、スポーツ課（鳥取ジュニアアスリート体験教室他）等に出席いただき、それぞれ様々な取組み等を説明いただきました。その中で、中学校体育連盟の方から、陸上競技で熱中症になった生徒の多くが朝食を十分に食べていなかったということで、陸上競技は鳥取市布勢で行われたんですけども、米子の方の中学校の生徒が朝早く米子を出発したことで、朝食を食べるよりも寝る方を優先されたらしく、朝食を食べなかったんですけども、そういう傾向が多く、熱中症になったというようなことがあり、今後の取組に活かしていきたいという報告がありました。報告は、以上です。

報告事項シ 青谷上寺地遺跡出土弥生人骨のDNA分析について

○中原文化財課長

報告事項シ、青谷上寺地遺跡出土弥生人骨のDNA分析について、ご報告させていただきます。青谷上寺地遺跡の弥生人骨のDNA分析については、県の埋蔵文化財センターと共同でDNA研究をしている国の機関等による研究が文科省の助成採択を受けて、8月1日に国立遺伝学研究所のホームページに公開されました。研究がキックオフされたということがNHKで取り上げられたところです。これにより、青谷上寺地遺跡の調査研究が一層促進することが期待されますし情報発信が飛躍的に拡大することを期待しているところです。

共同研究の概要ですが、これは、日本列島人の成立過程、進化、先史時代の親族構造等の解明を目指して、国立の歴史民俗博物館等が実施している研究プロジェクトに資料を提供する形で参加して共同研究を行うというものです。研究の見通しですが、青谷上寺地遺跡の出土人骨といいますのは、日本列島における弥生時代後期を代表するものとして、非常に保存状態も良く、DNA分析により青谷上寺地遺跡の弥生時代の人々の出自や系譜などの解明が期待されるものです。DNAの分析については、平成13年から15年にかけて鳥取大学で行っていただいた経緯がありますけれども、この技術はまさに日進月歩の状態です。そのときには十分な成果が得られなかったものも、今の技術をもってすれば、新たな成果が得られるのではないかと期待しているところです。これまでの経過は、ここに書いておりますが、今後のスケジュールですけれども、10月19～21日 日本人類学会において中間の研究成果を発表される予定と伺っております。これを受けて県内でも、県民向けに報告会の開催を検討したいと考えております。そして、年度末になりますが、3月2日に、元々第3回の弥生王国シンポジウムを計画しておりましたけれども、そのテーマを青谷人フォーラム側に寄せて、博物館等のご協力も得て発表していきたいと考えております。

5番に、今後予想される研究成果を活かした取組みとして、どんなことを考えるのかということですが、まず、青谷人の復元を可能とする成果が得られることを期待して、どんな研究成果が出るのか分からないんですが、「青谷人再現プロジェクト」を立ち上げて情報発信等を行っていったらどうかと考えております。

また(2) DNA分析した人骨を含む青谷上寺地遺跡の優れた出土品を一挙に公開する展示というのを考えたいと思います。(3)に、現在計画中の青谷上寺地遺跡の史跡整備、これは31年度から着手予定ですが、こういったDNAの分析結果を反映させていきたいと考えております。まず1点目としては、人骨が出土した地点は「倭国大乱ひろば」を具体的に示す全国唯一の場所と考えておりますが、魏志倭人伝の「倭国大乱」の実像を表現することを検討しております。例えば、亡くなられた方た

ちがどこから来られた方なのか、というようなことが、そういう形でアピールできるのではないかということ、それから、今回DNA分析の進歩により、得られる遺伝子情報が多くなると考えられます。例えば、具体的な青谷人の姿というのが、これまでの骨を元にした復顔プラス肉の部分といますか、髪の毛の色とか、そういうものもDNAの分析から分かれば可能になりますので、そうした青谷人の姿を再現して公開する、いわば青谷人コーナーのようなところも今後の整備の中で設置していきたいと思っています。報告は、以上です。

○山本教育長

ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。

○中島委員

報告事項イのブロック塀ですが、危険があるけれどもまだ手が着けられなくて若干時間がかかるというものが、ある程度は残るということになるんですか。

○安養寺教育環境課長

危険箇所は応急的に近寄らないように対応していますが、ブロック塀の撤去という話になると、県の技術サイドの判断ですが、経過観察でよいという判断の学校もあります。ただ、そうは言っても劣化していきますので、平成31年度以降に撤去していけばよいということになります。今年度は、特に危険度が高く急ぐものから順次やっていますが、そういった意味から31年度以降も継続するものもあります。

○中島委員

具体的な数というのはどうなんですか。危険度というのが、どのぐらい危険なのかというのは私にもよく分からないんですけども、誰しも心配するのは、そのうちに地震がきたらどうするんだということですので、その辺の対応がどうなのかなという危惧なんです。

○安養寺教育環境課長

学校の中でも、撤去が必要なものや大丈夫なもの判断されたものもありますが、鳥取東高の撤去が必要なものについては先ほど申しあげたとおりです。鳥取工業については、撤去の必要なものについては既に撤去していますが、一部他にもブロック塀が残っていますが、それは内部点検して大丈夫だということでした。鳥取工業高校は複数ありまして、撤去しなかったものも9月補正予算で対応するものもあります。青谷高校はH30年度予算の中で対応、倉吉西高については技術サイドでは、経過観察で良いのではないかという判断になったようですが、30年度予算の中で対応していきたいと考えています。倉吉西高は実は問題はあるんですけども、高さが非常に低く危険度が低いということで、優先度を下げています。こちらについて今年度予算が足りない場合があれば来年度以降の対応になるかと思えます。米子東高校については、9月補正で撤去・新設します。米子西高校については、技術サイドが経過観察という判断をしていますので31年度以降で対応と考えています。それから米子高校については、今度技術サイドで現地確認をして、それを踏まえて対応を考えることにし

ています。それから米子南高校は、今年度予算を使ってと考えております。それから境港総合技術高校は先ほど申しあげたとおりです。

基本的に多くの学校は今年度中になんとか対処するようにしますが、一部危険度が若干低い部分について、今年度予算が足りないときは来年度対応になります。

○中島委員

そんなに大きなお金を使うことではないだろうと思うので、安全性が本当に最も重要なことなので、それについてはしっかり進めていただきたいと思います。

○鱸委員

通学路にかなり危険なブロック塀があって、個人の家などですぐに対応できないようなときは、通学路の変更もありますか。

○住友体育保健課長

20万円を上限にする補助金が9月補正予算で措置されていますけれども、そうは言っても改修もされず、危険なままということであれば、例えば道路の反対側を歩けば回避できるときはそのようにしますし、どうしても危険な場合は、通学路の変更もありうると思います。

○鱸委員

学校の近くは比較的に安全に整備されるけれども、離れているところとか、途中というのは遊んだりして、時間によってかなりリスクが変わってくる可能性があるもので、そういう面では通学路もお金で解決できなければ、むしろソフトの方でなんとかするとかいう対応をぜひ考えてほしいと思います。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。

○中島委員

報告事項オについて、いじめのデータで平成28年から平成29年で279件から490件というように小学校が増えていて、これはアンテナをしっかりとらしたんだということだと思うんですけど、現実問題として増えているということは、本当にはないのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

いじめの定義に基づいて幅広く、というのがいじめ対策でして、重篤な状態にならない早い段階で早期に、ということで対応したのがこの増加だという具合に取っていただいています。報告に上がってくる中には、やはり従来のいじめに当たるものもあり保護者が学校に言ってこられて、学校に来づらくなったりというケースがありますが、それを区別した形で集計していないので、例えば490件のうち、従来の「身体的な」とか「継続的な」とか「法的な」というのはデータとしてはないです。

○中島委員

組織対応が進んできている数値という判断は、これは何に基づいてされたということになるんですか。軽微なものが増えたからということですか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

軽微なものが増えたということもあるし、やはり全体的に学校の担任が抱え込んでいたりとかではなく、組織として、いじめ対策の組織まで上がってきたものがいじめの認知として上がって、学校組織としてという部分のものが上がってきており、軽微なものでも、しっかり組織として対応したもので、基本的には組織で対応していないものは上がっていないと考えています。

○中島委員

私は、しっかり語られるべきなのが、つまりセンサーの精度というか、考え方が変わったから279件から490件に増えたんですということが、説得的に語られなければいけないことだと思うので、その説得性が大丈夫かなということをお聞きしたかったんですけども。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

学校への聞き取りだとか、教育局の聞き取りの中で、あれっ？と思ったりするのは上げていただいています。

○中島教育委員

総合的な判断としてそのように考えられているということですよ。なかなか明確にはそのところは今までは、これは上がらなかったけれども、今回上がってきたんだというような線引きはなかなか難しいということですよ。

○若原委員

不登校の件で、主な意見というところの二つめに「現場には、不登校が減ればいいと思うけれど、減らさなければいけないとは思わないという感覚があると思われる」というこの感覚というのは、どういう意味ですか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

不登校については、要因・背景が複雑に絡み合っている部分、学校としては、今まではなかなか具体的な策というのは見えずに、教員としては家庭訪問を中心に不登校の対応をしてきたというのが事実ではないかという話の中で、結局、不登校というのは問題行動と違って、問題行動であれば子どもたちがバーっと暴れてきますのですが、不登校はその場その場で見えづらいところがあるもので、その対応が遅れがちになっていた。そういった意味で微妙な感じの思いの部分であるんですけども、減ればいいなあとは思っているけれど、じゃあ具体的な取組みを組織としてしっかりと行うというようところが明確ではなかったというところが「減らしたい」という思いの部分の現れとして出てなかったという、御意見でした。

○若原委員

なかなか減らすための決め手が見つからないという、そういう意味ですか。減らそうという気がないという意味じゃなくて。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

思いと行動が伴っていく中で、具体的な、不登校を無くすための取組みというのが、いろいろ明確ではなかったという部分があるのは明らかになったかなあという部分で御意見をいただきました。

○若原委員

これだけ読むと、不登校を減らすということについて、消極的な空気が現場にあるのかなあと思ってしまうので。

○中島委員

そうですね。この文言だけでいくとそう読めますねえ。

○若原委員

なんか成り行きに任せるみたいな感じがします。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

正直なところ、なかなか具体的なものという部分が示し切れてなかったところもありますし、家庭訪問というのが、具体的な策かどうかということですね。結局、子どもたち一人一人に応じた「これ」というものを充実させていかなければならないんじゃないかと。

○足羽教育次長

背景・要因は様々あるので、じゃあ、これが明らかに学校に原因があるということなら、それを解消するという一歩進んだ気持ちになるんだろうけれども、それが個人のことであったり、家庭のことであったり、もちろん学校であったりの中で、なかなか学校として責任をどこまで持って対処するかというところに、学校現場の意識がちょっとやや低いんじゃないかと。でもじゃあ、学校としてできる、様々な要因であっても学校としてできることはなんだろうかというその前向きな気持ちに、学校全体としてやっていただくかというところが、我々としてはもっと踏み込んでいかないといけないんじゃないかというのが前提にあるのかなあと思います。

○中島委員

そうすると、我々がここでいろんな形で議論してきたことと、学校の温度感にかなりの差があるということなんですかね。

○足羽教育次長

かなりと言えるかどうか分かりませんが、やはり学校としてもまた一教員としても「やらなければいけない」というところと、この場での熱意というのが、本当に学校にそのまましっかりと浸透しているんだろうかというところも問題意識を持って、もう一度組織としてやるんだということで、今回、手引書を作成に及んだわけですが、若干そのずれがあるのは否めないのかなと思います。

○小林参事監兼教育センター所長

ここの意見は、私がおの場で誤解を恐れずに言ったように思っています。どの学校もどの先生たちも、不登校が増えればよいと思っている人はいないわけで、どの先生も減ってほしいとは思っている。けれど「一名減」という目標がでたときに、「どうしてもそうしなければいけない」とそこまで全員が思えるかとなったときに、そこまではどの先生もというところまではいっていないんじゃないかと思うんです。私等が知っている学校の先生たちと話をすることも「減ればよいとは思っているけれども、じゃあ一名減らすというところにこだわって、例えば組織として一名減らすということを実体的にやっていくというところに、皆が思いを共有したり、具体的な取組みを共有して」というところまでは踏み込めてない現実があるんじゃないかということを感じていまして、そういった意味では温度差、方向性は一致しているとは思っていますが、すべての先生が思いを共有するまでということまでは、残念ながら至っていないんじゃないか、そういった感触を持っているということだと思います。

○若原委員

現場にもいろいろな先生方がおられますので。

○小林参事監兼教育センター所長

「今でも頑張っているのに、これ以上、どうせよというんですか。」とか、そういった思いがあるんじゃないでしょうか。本当に一生懸命取組んでおられるんですけども、なんか「1人」という数に対して「これ以上、どうせよというんですか」という思いはあるんじゃないでしょうか。正直いって。

○佐伯委員

学校体制として取り組んでいかないと、一担任としての問題ではもうなくなっていると思います。休み始めたころは結構アプローチがしやすいんですよね。まだ来ていた時の状況は皆が分かっているし、どういう頻度で来れるかなと考えながら、声もかけていけるんですけども、不登校期間が長くなっていくほど、その子の来てた姿を記憶している職員が少なくなればなるほど、アプローチは難しくなるんです。小学校は6年間あるので、その中でなんとか復帰させて出るようにさせたいなと思いつながら取組みは続けていきますし、やって少しでも良かったことを記録していきながら「こういうアプローチは効果があった」「これはあんまりだめだった」みたいなことをしながら、個人ごとに背景も違ふし、その子自身の心の在り様も全く違ったりするので、その辺を養護教諭や特別支援教育主任あるいは教育相談担当者など、その辺りが連携しながら、担任に助言するとか、担任が家庭訪問できる機会をつくるために、別の者がクラスを見るから行ってもらうのか、逆に担任はクラスの方を見るから誰か一番その子どもと関わりのある人が家庭訪問に向かうのかということ、学校全体で考えていくのかなど。どこの学校も夏休みなんかもだいぶそういう時間を取っていると思うんですが、そうやってしながら、少しでもその子にとっての居場所ができるように、学校以外の場所でもいいので、居場所ができるといいなと。あるいは、友達との関係が続くようにするための方策を考えながらやっていくという。どこの学校もやっているとは思いますが。

○山本教育長

「減らす」というところに力点を置くんじゃなくて、たぶん現場サイドでは「出さないようにしよう」というところに元々力点があって、我々は数字を見て、そこを減らしていくための手法を一生懸命考えるんですけども、やっぱり現場の一人一人の先生方は、自分の担任する子どもたちが不登校にならないようにということを日々やっておられると思います。去年二人出したから、それを一人にしようというそういう発想ではないだろうと。常に「あってはならない」という気持ちで普段おられるところが、こういう感覚になるのかなと思います。我々が減らすための施策としてやったときに。そういうふうには私は受け取っています。

○中島委員

でも今、小林参事監がおっしゃったことは「重い言葉だなあ」と思うんです。努力を何年もして、チーム学校ということが何年も言われていて、組織として対応しようということもずっと言われている中で、なかなか共有が難しいと。やっても難しいというお話ですよ。一般論的な教員集団をチームとすることの難しさと、その上に更に不登校という課題に対する対応の難しさということが二重にあるんだということかなと思ってお聞きしました。

○小林参事監兼教育センター所長

減らさなければならぬ。「なければならぬ」という捉えではなくて、今、教育長もおっしゃったように、例えば自分の担任している子が、学校に出て来れるようになってほしいと思ってるいろんなアプローチをしているし、今いる子たちに不登校になってほしくないから、いろんなアプローチしているしという話であって「減らさなければならぬ」という、そういう思いとはちょっと違うことだと思うんです。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

このたびの不登校の要因の分析で、病気であるとか、家族関係というものに分類されるんですけど、「該当なし」という「その他」というのが20%ぐらいあった。結局、不登校の要因が分からないために、何をどう手を打っていいか分からないというのが、学校の調査結果だったんです。ですので「減らさなければならぬ」というんだけど、正直要因が分からないので、複雑に絡みあっているもので、減らす方法が分からないという部分が、どちらかといったら「何をしたらいいのか分からない」というところに学校の動きとしてつながってきたために、問題等の行動に対しては即座に動くんですけど、不登校はどちらかといったら、対応が遅れてしまうという部分が今まであって、学校としての不登校に対する対応というのが、早い段階で動いていかなかったというところでもある。このたびの手引きには「その要因が必ずあるんだ」ということで、アセスメントで不登校に至った、何かしらそういうものをしっかりとアセスメントシート等で分析した中で、具体的な手立てを打っていかうというようなものが、今回の手引きになりますので、たぶん学校の動きというのは、組織としてそういう具体的な動きにつながってくるのではないかと考えて今回、手引きを学校にしっかり下ろしていきたいなという具合に思っているところです。

○鱸委員

今いわれたこと、まさにその通りだと思いますが、家庭のこととか病気のこと、はっきりしているものはいいんですが、たくさんわからない、何でだろうと思う中に、

専門家が見れば、例えば「この子に対して配慮が足りないよね。認知特性があるようだ」とか。ここに書いてあることでいいなと思ったのは、定期的なスクリーニングはものすごく大変なことだと思うんです。それでいろんな人を集めなければいけないから。だがその中に、ドクターがいたり、医療的な観点、いわゆる、その子たちに合理的な配慮ができる環境が整うので、その要因をしっかりと分析する能力が少しでも上がれば、一人でも二人でも必ず少なくなる子がいると思うんです。そこに投薬とかの薬を出すことによって、いろんな背景の子に医学的支援をすること、これが非常に大事なかなと。専門家を交えて要因分析する。そのためにソーシャルワーカーとかも一緒にいて、そこにはドクターも入れてというのは、認知特性の中でコントロールできる、早くコントロールできる。ただ、それは親御さんの許可を得ないとできないことで、それはちょっと学校だけでは解決できない部分があるので、その辺のところをうまくコントロールして要因分析することが大事なかなと。ケース会議というのは、それぞれの学校に位置づけられているものなんですか、手引きの中ではどういう位置にあるんですか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

当然、今の子どもたちの現状を考えたら、しなくてはならないものだとは思いますが、学校組織や教育相談体制を更に充実していくために、県としてはこのスクリーニング会議・ケース会議をもっと充実させて、やっているのはやっているんですけど、なかなかそれが情報交換で終わってしまって、結局、プランニング手立てになってないというケースがほとんどですので、それは是非して子どもたちの支援につなげてくださいという思いをとにかく伝えていきたいなと思っています。

○鱸委員

当初、発達障害がまだ認知されない時期には、ドクターが子どもたちを守らないといけないということですが、現場に医療的ニーズがあって、だんだんソーシャルワーカーとかスクールワーカーとか出てきて、臨床心理士が主体となって、この子どもの心理的背景というところをしっかりと専門的に、学校の生活での問題点を学校の中で考えるということのレベルが上がってきたように思うんです。そうやってきている段階において、ケース会議にドクターが必ず行かないといけないということではないので、ここのケースワーカーとか、そういう方と、その場じゃなくてもネットワークがとれるような、そういう形でドクターにも「ここまで困ってるんです」という情報を流すということが非常に大事です。その情報の流れがドクターを本気にさせるかどうかということになるんです。例えば、総合療育センターの例をとってみると「この子が本当に分からないんです」と言って、丸投げで来られるんです。ドクターとすれば、この子の認知特性というのを、学校の生活が見えないのに、ドクターが「どういふことを言えばいいんだ」ということで、この辺の引き継ぎができないというのは大きな問題なんですね。ですから、このケース会議をうまくつなぐというところで、一人でも二人でも必ず少なくなると思うんです。是非これ、いい形でご意見が出ているので、ここはしっかりと踏み込んでいってほしい。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

ありがとうございます。この間、研修会があってカウンセラーがケース会議に参加してほしいという話をしたときに、学校現場からは、特に小学校などは、スクールカ

ウンセラーが月に1回しか来られない、この状況で「確かにこれをいろいろしていきたいんだけど、そここのところは県として頑張ってもらいたい」というような意見をたくさんいただきました。先程、学校が困っている、何を不登校に対してどういう対策を打っていったらいいのか、本当に迷っておられたのだなと感じたのは、実は7月、8月に研修会をしました。この手引き、ケース会議、アセスメント会議についての研修会をしたんです。これは特に悉皆ではなくて「こういう研修会をしますよ」とだけ出ただけなんですけど、二日間で200人も来られました。かなり学校は、今回県が出した手引きやアセスメント等に藁をも掴むという形で研修会に来られたのではないかなど。今までこれだけ、こういう出し方でこれだけの人数が集まって来られた研修会はなかったので、それはすごく積極的に意見・協議をして感想も書かれました。そういう思いをしっかりと受けて、しっかりとやりたいなと思っています。

○中島委員

要するに我々もずっと話してて、これだけ小さいコミュニティで少人数学級みたいなこともやっているのに、という中で、どうして不登校が減らないのかという原因探してみたいなことで、やってもやってもという気持ちは我々もあるし、現場でもそういう感覚というのはお持ちになっていると思います。今おっしゃったような、現場もすごく考えて困っていらっしゃってみたいなことを、どうやって社会的な課題として共有していくか、パブリックなものとしていくかということは、とても重要なことではないかと思うんですよね。ぜひ何らかの形での発信、広く意見を求める、課題を共有していくというようなことは、そのやり方をさっきのことなんかも含めて考えていくということはしていただくと、鳥取県独自の教育への取組みになっていくんじゃないかと思っています。

もう一つは不登校で、確かに学校に戻せたら一番いいのかもしれないけれど、やっぱり学力保障ですよね。不登校は不登校のままかもしれないけれども、学力をどう保障していくかということについて、割と現場での先生の判断というか、独自の努力にかかっちゃっているようなところがあるんじゃないかなと思うんですけど、それも一つの仕事としてもらって、そうすると例えば、小学校から中学校に行くときに行けるようになるとか、中学校から高校に行くときに行けるようになるとか、節目の時に変化ということが望めるんじゃないかと思うので、不登校は前提としながらの学力保障について、どういうふうな方策を取ることができるかということも、ぜひ考えてみていただけるといいんじゃないかなと思います。

○坂本委員

先日、LGBTの講演会を聞いたんですけども、そういうお話はアンケートとかそういうものには出てこないみたいで、当事者が講演されたんですけど、本当に死にたかったとか、いじめられたとか、男の人がピンクの物を持っているといじめられたとか、そのLGBTにもちょっと光を当てるとかいうことも大事なんじゃないかなど。大人になると、みんなカミングアウトとか言われるんですけど、小学校、中学校の時は、すごく悩むらしいんですよ。でもアンケートには書かないし、個人的にも一番言いにくい部分だそうなので、相談とか心を開けるような、先生たちも講習を受けるべきだと思うので、考えてもらえたらと思います。

○山本教育長

人権教育課としてはどうでしょうか。

○小椋人権教育課課長補佐

この件については、学校現場から相談があったときに、どういう体制をとるべきかという話をいじめ・不登校総合対策センターとも相談していきまして、児童生徒からの相談についてはいろいろな相談先が書いてあるようなものを配布しています。こちらの方に相談していただければ、それぞれが情報交換をしながら医療機関にもつながるようなことも考えていますので、具体的に相談はまだ1件も入ってきていない状況ですが、体制についてはいじめ・不登校総合対策センターともよく相談をして取り組んでいきたいと思っております。

○坂本委員

一番言えない部分で、不登校の原因でちょっと多いみたいです。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター

不登校の原因について、LGBTの部分で自死との関わりも言われています。性と体との不一致の関係で、いろいろ皆とできなくて不登校になるという子もあると思うんです。今まで、教員にそういう視点がなかったので、まず教員の方がそういうような研修をする中で、例えばケース会議で「なんかこの子おかしいな」と思ったときのアセスメントの中で、そういうのもやっぱり見てとれる、アセスメントできるような教員の資質なり、理解が必要だと思いますし、そのためにケース会議、アセスメントをもっともっと幅広くやっていけるような、そういうところはちょっと力を入れて、不登校もいじめも特別支援も全部ひっくるめてケース会議で子どもの困り感を見せていく中にLGBTも見れるようになればと思っています。

○山本教育長

その他、いかがですか。

○鱸委員

熱中症のことですけれども、随分今度の高校野球が暑い中で、いろいろとアナウンスがなされていまして。我々のほうからもリハビリ関係のアシスタントが結構入っていきまして、西高の誰かがひきつったとか、いろいろあった。こういう形の取組みというのは、ずいぶん危機感を持ってやられていると思うんです。子どもたちというのは、学校活動の中で、今後守られるというか、35℃以上だったら、取り止めという時代になってきていると思うんですね。

でも一方で、意外と夏休みで学校以外の方々の活動、例えばマス釣り大会、そういうのを実際に橋から眺めて、暑いなと思いつつも、あまり熱中症対策のことを言われないんですね。熱中症対策は、親御さんなんかは、マスコミテレビやニュースで見ているとよく知っていると思うんですが、学校で、もう少しPTAの代表とかそういった集まりの中で会議とかいろいろ集まる方にも入っていただきたいですね。地域の活動に熱中症に関わるようなところに入っていけるというような流れも、安全対策としてぜひ作って入れてほしいと思います。以外と地域の活動というのは、暑い中でマス釣り大会など、いつもやっているんですね。朝から始まるんですが12時ぐらいまでになると、温度がガンガン上がっていったるんです。子どもも熱中してガンガンやっ

ているんで、その辺のところを気をつけていただくというようなこともあってもいいのかなという気がしました。PTA関係の生活の中の子どもの活動の中に注意していただきたいなと思いました。

4 その他

○山本教育長

他にございませんか。よろしいでしょうか。そうしますと残りの報告事項については、時間の都合により、説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。（賛同の声）

では、以上で、報告事項を終わります。

その他、委員の方から何かございましたら、意見をお願いいたします。

無いようですので、それでは、本日の定例教育委員会は、これで閉会いたします。

次回日程は、今、調整中でして、決定次第、教育委員会のホームページ等で、お知らせしたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、本日の日程を終了いたします。